

サーパス長門石管理組合個人情報保護規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、サーパス長門石管理規約（以下「規約」という。）第70条（細則）の規定に基づき、サーパス長門石管理組合（以下「管理組合」という。）が取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）その他の関係法令によるほか、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第6条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、

犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次のいずれかの心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。ただし、次の各号のいずれにも該当するものを除く。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- 6 この規程において「保有個人データ」とは、管理組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 7 この規程において「本人」とは、個人情報において識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的)

- 第3条 管理組合が取り扱う個人情報は、他に定めるもののほか、総会の招集その他の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）及び規約に基づく管理組合の業務のために利用するものとする。
- 2 管理組合は、前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限)

- 第4条 管理組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

- 第5条 管理組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

- 2 管理組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該要配慮個人情報が本人、国の機関、地方公共団体若しくは次に掲げる者又は外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関若しくは外国において次に掲げる者に相当する者により公開されている場合
 - イ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
 - ロ 著述を業として行う者
 - ハ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
 - ニ 宗教団体
 - ホ 政治団体
 - 六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - 七 第8条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第6条 管理組合は、個人情報を取得した場合は、第3条の利用目的に該当する場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 管理組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 管理組合は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより管理組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第7条 管理組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 管理組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 管理組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 管理組合は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 管理組合は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、当該提供の都度、速やかに、文書又は電磁的記録を用いて、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前条第1項の本人の同意を得ている旨
- 二 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- 三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- 四 当該個人データの項目

2 前項の記録は、同項の第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときは、一括して作成することができるものとする。

3 管理組合は、第1項の記録を、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。

- 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
- 二 前号以外の場合3年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条 管理組合は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる事項個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
- 二 前項第二号に掲げる事項個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認は、当該事項の内容と当該提供に係る第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法により行うものとする。
- 4 管理組合は、第1項の規定による確認を行ったときは、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに、文書又は電磁的記録を用いて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成するものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者から個人データの提供を受けた場合
 - イ 当該個人情報取扱事業者が管理組合に個人データを提供することについてあらかじめ本人の同意を得ている旨
 - ロ 第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - 二 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合前号ロから二までに掲げる事項
- 5 前項の記録は、同項各号に定める事項のうち、既に同項に規定する方法により作成した同項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができるものとする。
- 6 第4項の記録は、同項の第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときは、一括して作成することができるものとする。
- 7 管理組合は、第4項の記録を、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存するものとする。
 - 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人・データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
 - 二 前号以外の場合3年

第3章 安全管理措置

第1節 総 則

（安全管理措置）

第11条 管理組合が、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の

個人データの安全管理のために講ずる措置は、この章に規定するところによる。

第2節 組織的安全管理措置

(個人データの取扱いに関する体制)

第12条 管理組合の個人データの取扱いに関する責任者は、理事長とする。

2 管理組合において個人データを取り扱う者（以下「従業者」という。）は、当該個人データに係る事務を担当する役員及び従業者（個人データの取扱いを委託する場合の委託先の当該事務を担当する者を含む。）とする。

3 理事長は、理事会に諮って、管理組合の個人データの取扱いに関する事務を処理するものとする。

4 理事長は、この規程に従って個人データが取り扱われていることを確認するものとする。

(漏えい事案等への対応)

第13条 管理組合は、その保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）又はそのおそれのある事案（以下「漏えい事案等」という。）が発覚した場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 理事長に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずること。

二 漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずること。

三 前号で把握した事実関係による影響の範囲を特定すること。

四 第二号の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずること

五 漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。

六 その他、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、必要な措置を講ずること。

(取扱状況の点検)

第14条 理事長は、1年に1回以上の頻度で、個人データの取扱状況を点検するものとする。

第3節 人的安全管理措置等

(従業員の監督等)

- 第15条 管理組合は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督及び教育等の措置を講ずるものとする。
- 2 従業者は、個人データを取り扱わなくなった後においても個人データを他に漏らしてはならないものとする。

(委託先の監督)

- 第16条 管理組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先においてこの規程に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 2 管理組合は、前項の委託を行う場合は、次の各号によるものとする。
- 一 委託先の選定に当たっては、委託先において、この規程に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについてあらかじめ確認すること。
 - 二 委託契約の締結に当たっては、契約内容として、委託先において講じられる必要のある安全管理措置を盛り込むこと。

第4節 物理的安全管理措置

(個人データを取り扱う区域の管理)

- 第17条 個人データを取り扱う区域では、従業者及び本人以外の者が容易に個人データの閲覧等を行うことができないよう、間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みの禁止を明示する等の措置を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第18条 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等は、施錠できるキャビネット、書庫等に保管するものとする。
- 2 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定するものとする。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

- 第19条 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合には、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失、盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(個人データの削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄)

第20条 個人データを削除し、又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、理事長がその事実を確認するものとする。

第5節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第21条 個人データを取り扱うことのできる機器へのアクセスは、次の各号に定めるところによる。

- 一 個人データを取り扱うことのできる機器を限定する。
- 二 個人データを取り扱うことのできる機器を使用できる者は従業者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第22条 個人データを取り扱う機器を使用する者の識別及び認証は、当該機器に装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）によって行う。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第23条 個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 個人データを取り扱う機器等のオペレーションシステムを最新の状態に保持する。
- 二 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入するとともに、自動更新機能等の活用によりこれを最新状態とする。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第24条 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合は、当該ファイルへのパスワードを設定するものとする。

第4章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第25条 管理組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- 一 管理組合の名称
- 二 すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第1項、第27条第1項若しくは第28条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続（手数料の額を含む。）

四 管理組合が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 管理組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合、
- 二 第6条第4項第一号から第三号までに該当する場合

3 管理組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（開示）

第26条 管理組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、当該本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるものとする。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 管理組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 管理組合は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第27条 管理組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 管理組合は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対

し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第28条 管理組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 管理組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第8条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 管理組合は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第29条 管理組合は、第25条第3項、第26項第2項、第27条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第30条 第25条第2項の規定による求め又は第26条第1項、第27条第1項若しくは第28条第1項若しくは第2項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）は、管理組合の事務所への来訪又は郵送により受け付けるものとする。

2 開示等の請求等は、次の各号に掲げる代理人によってすることができる。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - 二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人
- 3 開示等の請求等を行う者は、次の各号に掲げる書面等を理事長に提出しなければならない。
- 一 個人情報開示等申請書（別記様式第1）
 - 二 開示等の請求等を行う者が本人又はその代理人であることを確認できる書類（次の表の「申請形態」及び「申請手続を行う者」の欄の区分に応じて、「必要書類」の欄に掲げる書類）

申請形態	申請手続を行う者	必要書類		
来 訪	本 人	身分証明書		
	代理人	本人の身分証明書（写し可） 代理人の身分証明書	委任状及び本人の印鑑登録証明書	
郵 送	本 人	身分証明書		
	代理人	本人の身分証明書（写し） 代理人の身分証明書（写し）	委任状及び 本人の印鑑 登録証明書	本人の住民票 代理人の住民票

※「必要書類」欄中の「身分証明書」には、運転免許証、個人番号カード（表面）等、氏名、住所、顔写真が確認できる公的身分証明書等が該当するものとする。

- 三 内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を請求する場合には、その根拠を示すもの
- 4 管理組合は、開示等の請求等があったときは、その請求等を行った者に対し、個人情報開示等申請に関する回答書（別記様式第2）を郵送することによりこれを行うものとする。

（手数料）

第31条 管理組合は、第25条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第26条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、一件当たり〇〇円の手数料を徴収するものとする。

第5章 個人情報の取扱いに関する苦情処理

（個人情報の取扱いに関する苦情処理）

- 第32条 管理組合は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 個人情報の取扱いに関する苦情、問い合わせ等は、理事会が処理する。

第6章 雑 則

(細 則)

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行し、〇〇〇〇年〇月〇日から適用する。

別記様式 1

個人情報開示等申請書

サーパス長門石管理組合 理事長 殿

申請日 年 月 日

個人情報の保護に関する法律に基づき、サーパス長門石管理組合が保有する本人が識別される保有個人データについて、下記のとおり申請します。

■申請内容（○で囲む。）

[利用目的の通知の求め・開示の請求・訂正、追加又は削除の請求・利用停止又は消去の請求・第三者への提供の停止の請求・その他（ ）]

--

※保有個人データの訂正、追加又は削除・利用停止又は消去・第三者への提供の停止を請求する場合は、その理由も具体的に記入して下さい。

■本人の情報

ふりがな		生年月日
氏 名		年 月 日
住 所（〒 - ）		
連絡先電話番号		

■代理人の情報（※本人が申請を行う場合は記入不要です。）

ふりがな		生年月日
氏 名		年 月 日
住 所（〒 - ）		
連絡先電話番号		
代理権の根拠（弁護士の場合は、登録番号）		

(必要書類)

- ・本人確認のため、運転免許証等、公的機関が発行し、氏名、住所、顔写真が確認できる身分証明書の写しが必要になります（代理人も同様。第30条第3項第2号の表を参照）。
- ・代理人が請求する場合、代理権の存在が確認できる書類が必要になります（第30条第3項第2号の表を参照）。
- ・訂正、追加又は削除の請求・利用停止又は消去の請求・第三者への提供の停止の請求をする場合は、根拠書類が必要になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・ サープス長門石管理組合受付欄 ・・・・・・・・・・・・・・・・

受付番号	受付日
受付者所属・役職・氏名	年 月 日
印	

別記様式 2

個人情報開示等申請に関する回答書

年 月 日

殿

個人情報の保護に関する法律に基づき、
申請に関して、下記のとおり回答します。

サーパス長門石管理組合理事長
年 月 日付けの個人情報開示等

記

受付番号 ー

回答者所属・役職・氏名